

令和2年10月28日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

## 「住宅用火災警報器を設置しましょう！」

消防職員による火災予防広報

の実施について

消防本部予防課

火災の早期発見・火災初期段階での消火・火災から早期避難するために平成20年6月から豊川市では住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。暮らしを守る住宅用火災警報器の普及啓発を目的に、秋の火災予防運動の一環として市役所来庁者を対象に消防職員が広報を行います。

### 記

- 1 実施日時 令和2年11月9日（月）  
午前の部 午前10時00分から午前11時00分まで  
午後の部 午後2時00分から午後3時00分まで
- 2 実施場所 豊川市役所（豊川市諏訪1-1）
- 3 実施方法 消防職員が防火チラシ等を配布して、住宅用火災警報器の設置及び維持管理を呼びかけます。
- 4 その他 災害発生等で中止する場合があります。

### 【お問合せ先】

消防本部予防課予防担当 稲吉

TEL:0533-89-9682 Eメール shoboyobo@city.toyokawa.lg.jp